熊ト協発第３１６号

令和２年２月１９日

会員各位

公益社団法人熊本県トラック協会

会　長　　住永　豊武

　　　　　 　　　　（公印省略）

荷主企業に対する文書について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界は、軽油価格の高騰による費用負担の増加や公共的な物流サービスを担うドライバーの人手不足及び高齢化など厳しい状況にあります。

ご承知のとおり、平成３０年１２月には、貨物自動車運送事業法が一部改正され、ドライバー不足による重要な社会インフラである物流が滞らないための措置が講じられました。この中でも、本年施行予定の標準的な運賃の告示制度の導入は、ドライバーの労働環境改善やトラック運送事業者の経営環境改善とドライバーの確保につながるものと期待しているところでございます。

また、４年後に適用される労働基準法改正による時間外労働の上限規制の遵守や安定した物流サービスを提供するためには、荷主企業の協力は必要不可欠であり、業界の現状を正しく理解していただくための周知が重要となります。

そこで、会員企業の代表者と熊本県トラック協会長の連名による文書「トラック運送業界の窮状について」を作成し、会員企業の皆様が荷主企業の方々に対して行う要望等に活用していただくことといたしました。つきましては、別紙の文書をご希望の会員企業の皆様にお配りしたいと存じますので、同文書を希望される場合は、下記に必要事項をご記入のうえ、当協会事務局（担当：田尻、山﨑）までＦＡＸ（096-369-1194）にてお申込み下さいますようご案内申し上げます。

　なお、お申込みいただきました会員事業者の皆様には、準備が整い次第、順次郵送等させていただきます。

（公社）熊本県トラック協会業務支援課あて

　ＦＡＸ：096-369-1194

記

「貨物自動車運送事業法等の改正とトラック運送業界の現状について」のお願い文書申込書

会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ご担当者名：

郵便番号（〒　　－　　　　　）

住　所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先：

※該当する□に✔を付してください。

送付方法：□郵送　□電子メール（アドレス：　　　　　　　　　　＠　　　　　　　）

※電子メールで送付の場合には、紙文書の送付は行わず電子データ（ＰＤＦ）のみとなります。

文書の宛名：□荷主企業　代表者　殿　（必要枚数　　　　　枚）

　□企業名の記載（正確にご記入ください。）

（企業名①：　　　　　　　　　　　　　　　　　）必要枚数（　　枚）

　　　　　（企業名②：　　　　　　　　　　　　　　　　　）必要枚数（　　枚）

　　　　　（企業名③：　　　　　　　　　　　　　　　　　）必要枚数（　　枚）

　　　　　（企業名④：　　　　　　　　　　　　　　　　　）必要枚数（　　枚）

　　　　　（企業名⑤：　　　　　　　　　　　　　　　　　）必要枚数（　　枚）